

▶ 保険料の納めかた

年金を受給しているかたは、つきのいずれかの方法で保険料をお支払いいただきます。

1 2ヶ月ごとに払われる年金からの天引きによるお支払い（特別徴収）

ただし後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分を超える場合及び年金額が18万円未満のかたは、納付書または口座振替でお支払いいただきます。また、ほかの市町村から転入されたかたや75歳になられたかたなどは一定期間、保険料を納付書でお支払いいただきます。

※複数の年金を受給中の場合は、年金収入の合計額ではなく、1種類の年金額で判定しており、特別徴収される年金は、介護保険料が天引きされている年金と同じものになります。

2 被保険者、世帯主、配偶者などの口座から「口座振替」によるお支払い

口座振替を希望されるかたは、お住まいの市（区）町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

※条件により口座振替への変更が認められない場合があります。



よくある質問と回答

後期高齢者医療制度について皆さんから寄せられる質問と広域連合の回答をまとめました。今後も制度に関するご質問などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

保険料について



保険料を納めると 社会保険料控除の対象となりますか。



納付した保険料は所得税や住民税を計算するとき社会保険料として控除の対象となります。
年金からの天引き（特別徴収）で納付した場合は、年金受給者の社会保険料控除として申告できます。

納付書や口座振替（普通徴収）により納付した場合は、実際に納付したかたの社会保険料控除になります。



他の都道府県へ引っ越しをすると 保険料はどうなりますか。



保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額からなります。「均等割額」と「所得割率」は、各都道府県ごとに決められます。

このため、引っ越しをされた都道府県の住所地で新たに保険料が決定されますので、保険料がこれまでと同じとは限りません。



県内で別の市（区）町村に引っ越しをすると保険料はどうなりますか。



県内は同じ保険料率のため、保険料額に変更はありません。



平成26年度の保険料の通知は いつ届きますか。



保険料は毎年7月に保険料額通知書をお送りします。年度途中（7月以降）に制度加入者（被保険者）となったかたには、加入月の翌日以降にお送りします。

保険料を年金から天引き（特別徴収）されているかたは、4・6・8月は2月の保険料と同額を天引き（仮徴収※）します。10・12月と翌2月は7月に決定した保険料額から、4・6・8月分を差し引いた残額を3回に分けて天引きします。

※仮徴収とは

保険料は前年の所得額等をもとに計算しますが、年間の保険料額は、前年の所得額等が確定する7月まで決まりません。

保険料額が決まってから天引きを開始すると、10・12月と翌2月の3回で徴収することになります。1回当たりの天引き額が大きくなっています。1回当たりの天引き額を少なくするため、4・6・8月は「仮の保険料」として、2月に天引きした金額と同額を天引きしています。



保険料を支払えない場合は どうしたらよいですか。



納付が困難な場合などは、お早めに市（区）町村の窓口に相談してください。

災害などの特別な事情がなく保険料を滞納したときには、通常の保険証より有効期間の短い短期被保険者証が発行されます。また、特別な事情のある人を除いて滞納が1年以上続いた場合には、保険証を返還してもらい、資格証明書が交付されることがあります。